

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画における次世代育成支援施策を総合的・計画的に推進するためには、乳幼児期から青少年期に至る子どもの生活のすべての領域にわたって、総合的な視点で取り組んでいく必要があります。計画の推進体制として、様々な分野にまたがって総合的に施策を展開するための庁内体制の整備、市民と市、市民間の協働により活動を展開するための仕組みづくりを進めていきます。

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援には、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済等、様々な行政分野が関係します。幅広い施策展開を図るため、施策の展開にあたっては、子ども施策推進本部会議を中心に全庁的に施策を推進していきます。

さらに、計画の推進にあたっては、子ども家庭センター、保健所、警察署等、関係機関と相互の連携を強化し、幅の広い施策展開を図っていきます。

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが重要です。子ども育成推進協議会において、各年度において、それらの点検・評価を実施し、計画の着実な推進をめざします。

一方で、変化する市民ニーズに対応するためには、市民と的確にコミュニケーションし、情勢の変化に対応して業務を変化させる能力のある職員を育成する必要があります。相談・意見調整機能や苦情処理機能を充実させ、市民の相談、意見、苦情を業務に反映させる取り組みの中で職員の資質向上を図るとともに、青少年問題や子育て問題等に関する研修の充実に努めます。

(2) 市民と市、市民間の協働の仕組みづくり

子どもに関する取り組みを進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、「地域の子どもは地域で育つ」の精神に立ち、地域の住民が信頼感や連帯感を基盤にしながら、問題解決に向かうことが重要です。そのためには、地域の状況や課題に応じ、「大人と子ども」、「市民と市」、「個人と団体」の協働の下、お互いがその役割を整理し、それぞれの特徴を活かしながら、活動を展開することが必要です。そのために、このような市民と市、市民間の協働を支える仕組みをさらに充実していきます。

これまで、市民間の協働を支える仕組みとして、子どもに関わる様々な団体・グループや関係者による、ゆるやかなネットワークを形成してきました。その中で、団体やグループ・個人が自由に利用し交流できる場の運営や、情報の収集と提供、相談等、日常的なつながりをもちながらコーディネートする人材の確保も進めてきました。今後は、コーディネート機能の強化等を図りながら、つながりを深め、ネットワークの定着を図っていきます。

また、市民と市の協働に関しては、以下3つの形態を想定し、協働の仕組みの充実を図ります。

① 支援

子どもの健やかな育ちを願う市民の自主的な事業や、子どもの団体やグループ・サークルの活動は、次代を担う子どもが「生きる力」を培うために必要であるとの視点に立ち、これらの活動が活発に展開されるための支援のあり方を検討しながら、豊富な情報の提供や、活動を援助する場の整備などを積極的に進めます。

② 共催

事業の共催は、市民の知識とノウハウ、そして行政の資源を出し合うことによって相乗効果をもたらすものであり、きめ細かな多岐にわたる総合的な子ども施策を進めるために積極的に推進します。

ただし、共催にあたっては、従来の慣行にとらわれることなく、共催の目的や社会状況、市民ニーズ等を考慮し、共催の必要性と効果を検討しながら効果的な事業実施に留意していきます。

③ 委託

行政施策として展開する必要のある事業のうち、行政が直接行うより、市民の知識やノウハウを活かすことによって、事業がより効果的に実施できるものは市民活動団体に委託することを考えます。

2. 実施状況の継続的な点検

本計画は、法定計画として、毎年少なくとも1回、計画の実施状況を公表することが義務付けられています。そこで、各事業が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果をその後の事業実施の方向性に反映させる仕組みを確立します。また、計画の実施状況等に係る情報は、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民に分かりやすく公開します。

3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を広報紙や市ホームページ等で公表します。また、計画における考え方や施策の内容をパンフレット等に分かりやすくまとめ、計画書とともに公表し、公共施設を通じて配布し、PRしていきます。